

最高裁判所第一小法廷 御中

原朗氏を被告として小林英夫氏によって提起された名誉毀損裁判は、一審・二審における原朗氏の敗訴の後、上告審に移っております。私たちの信ずるところによれば、この裁判は論文内容を盗作された原朗氏がその事実を最終講義で言及したことに対して、盗作をした小林氏が名誉毀損で訴えたものであり、一審・二審においては裁判官の重大な事実誤認によって、原氏が名誉毀損の責を負わされたという案件です。

一審・二審の誤審の直接の理由は、①小林氏が文章・図表をそのまま写すといった単純な手法をとるのではなく、文章を変更し図表は各種の様式変更を加えるなど、原著との関係の痕跡を意図的に消していること、②論文冒頭で先行研究者の名称を列挙しておき、本文においてはその者からの引用であることを示さずにすべてを自分のオリジナルな成果として記述し、盗作の疑いを指摘された場合には「論文冒頭で断っている」と主張できるようにしていることです。

しかし学界・学術行政においては、これらの手法は当然に盗作と見なされています。現に同じ手法によって小林氏が盗作した他の論文について、早稲田大学学術研究倫理委員会は、本年2月25日に、2011年の小林氏の著書に収録されている論文が他人の論文の盗作であることを認定しており、現在は学内処分の決定プロセスに入っているはずです。この決定は形式ではなく内容の精査によって盗作か否かを判断している点で、学界の通常的手法に沿ってなされており、正当・公平なものと理解されます。

この結果、現状では学界・学術行政においては盗作と認定された事案が、裁判においては盗作者の勝利とされ、不正を指摘した側が名誉毀損の責を負わなければならない状態が広まり、学術研究面での不正を正す努力が抑制されてしまうことが危惧されています。今やこうした不幸な状況を打開することができるのは、貴裁判所の判決のみとなっています。入念かつ公正な審理を心からお願いする次第です。

署名呼びかけ人： 植田浩史（慶応義塾大学教授）

加瀬和俊（東京大学名誉教授）

金子文夫（中央学院大学特任教授）

栗林純夫（東京国際大学教授）

谷本雅之（東京大学教授）

柳沢遊（慶應義塾大学名誉教授）

山崎志郎（大妻女子大学教授）（五十音順）